

私の無実を信じて下さっている皆様へ

今日もお忙しい中、本当にありがとうございます。長い間、ご心配とご迷惑をおかけし続けておりまして、誠に申し訳ございません。

事の顛末については、ホームページや You Tube などでご覧頂いている通りですが、私は絶対にお金をとっておりませんのに、こういうことになっておりまして、どう考えても納得できません。

地裁では、私がとっていないという主張を無視して、とったという証拠も示さないで、死角のない防犯ビデオの映像があるにも拘わらず、推認に推認を重ねた不合理な裁きで、「懲役 1 年、執行猶予 3 年という有罪にされました。法廷は神聖だと思っておりましたのに、信じられない、無茶苦茶な判決でした。

高裁では、久保豊年弁護士を通して、防犯カメラの映像を、鑑定・解析を専門にしている民間の鑑定会社に依頼して、専門的に、分析・精査した結果、私が封筒にさわっていないということが鑑定されました。もちろん封筒には、私の指紋は全くついておりませんでしたし、封筒にさわっていないのですから、お金をとれる訳がありません。

その日、銀行で、お金の払い出しを待っている間に、近所の学生時代の同級生が来て、しばらく話をしているんです。お金をとって封筒を戻したというのであれば、いつ忘れた人が帰ってくるかわかりませんので、その場にいられるわけがありません。

となるのであれば、封筒ごと全部とて帰りますし、封筒には指紋もついているでしょうから、証拠となるものをわざわざ戻したりはしません。

それから「左手で左の胸のポケットにお金をねじ込んだ。」として逮捕されましたが、そのシャツは、胸のポケットがないシャツだったのです。

さらに、私が生まれ育ち、先祖代々住んできた町の、家のすぐ近くの、数分で行ける銀行で 66,600 円のお金をとれるはずも、とるはずもありません。しかも、定年後、私の年金

や講演料などの入金を、全て広銀大河支店を振り込み窓口にしておりましたし、信託も買っておりましたので、しおっちゅう相談窓口に行っておりました。そんな銀行支店の狭いロビーで、お金をとりますか？とれません！

また、銀行内には、防犯カメラが設置されていることは誰でも知っています。その防犯カメラの死角についてお金をとるということは、絶対にできません。

これは、私だけの問題ではありません。私がされたようなことがまかり通るなら、恐ろしいことです。安心して暮らせない町になります。誰でも形を変えて、似たようなパターンで、お金をとっていないのに加害者にされ、理不尽にも、示談でお金を払わされたり・・・ますます冤罪がふえると憂慮し、背筋が凍る思いがしております。

私は絶対に 66,600 円をとっておりません！ 私は無実です。

皆様のご支援のお陰で、長い裁判を闘ってこれました。私の無罪を信じて、「控訴審の公正な裁判を求める請願署名」の活動にも骨を折っていただき、9月30日現在、628枚、2854名の署名が集まりました。これは10月8日に広島高等裁判所長官に提出させていただきました。

高裁では、真実と公明正大なる裁きをお願いするばかりです。

皆様のご支援に心より感謝しています。ありがとうございます。

2014年10月9日 煙石 博